

日医発第651号(健I)  
令和7年7月22日

都道府県医師会  
学校保健担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 渡辺弘司  
(公印省略)

「令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査」の  
結果を踏まえた対応について（依頼）

平素、本会学校保健事業に関し、種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年6月11日付文書 日医発第437号（健I）では「学校における医療的ケア実施体制の拡充事業報告書」「学校における医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する取組事例集」の公表について、お知らせしたところです。

今般、文部科学省初等中等教育局長ならびに総合教育政策局長から各都道府県教育委員会教育長等に対して「令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査」の結果を踏まえた対応について（依頼）が発出された旨、本会に対して情報提供がありました。

つきましては、添付の通りご案内申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日公表しました、「令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査」の結果を踏まえて、ご留意いただきたい事項についてお示ししておりますので、関係各位におかれては、適切に御対応いただくようお願いいたします。

7 文科初 978 号  
令和7年7月16日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事 殿  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
望 月 禎

文部科学省総合教育政策局長  
塩 見 みづ 枝

「令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査」の結果  
を踏まえた対応について（依頼）

日頃より、特別支援教育の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、このたび御協力いただきました標記調査結果が取りまとまりましたので、別添のとおり送付させていただきます。

本調査結果を受け、各自治体等における安全・安心な医療的ケアの実施体制の整備に向けた具体的な取組を進めるに当たって御留意いただきたい点を下記のとおり整理しました。また、令和6年度に文部科学省が実施した委託事業の成果物として、各自治体における医療的ケア看護職員の確保を支援するための「学校における医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する取組事例集」及び医療的ケア看護職員の資質向上のため、学校で実施される医療的ケアの手技を視覚的に学ぶことができる「学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ」をそれぞれ作成し公表したため、あわせて参照していただくようお願いいたします。

ついては、当該内容を十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法

人担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対して、本通知の内容について周知を図るとともに、一層の取組を促していただくようお願いします。

なお、学校への周知に当たっては、学校の負担軽減を図るため、医療的ケア児の在籍校や在籍予定校に限定するなど、周知先を適切にご判断いただくようお願いします。

## 記

### 1. 医療的ケア児に対する保護者の付添い等に伴う負担軽減について

調査結果において、医療的ケア児の保護者の付添いが生じているのは、学校生活においては特別支援学校で 3.8%、幼稚園、小・中・高等学校で 12.7%であるが、登下校時においては特別支援学校で 59.3%、幼稚園、小・中・高等学校で 47.4%と依然として高い割合で保護者の付添いが生じている。なお、学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の付添いが必要な理由として、特別支援学校では、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため（ガイドライン等で定めている場合も含む。）」が 48.7%と最も多く、幼稚園、小・中・高等学校では、「医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者がいないため」が 44.8%と最も多い。

調査結果を踏まえ、各自治体におかれては、以下に留意し、学校生活及び登下校時における保護者負担の軽減に向けた取組を行うこと。

- 学校における医療的ケアの実施体制の充実及び保護者の付添い負担の軽減や解消等につながることから、自治体内の関係部局、幼稚園や保育所、小・中・高等学校、特別支援学校等の関係機関、医療的ケア児支援センター等、保健・医療・福祉等と連携し、就学及び進学する前の医療的ケア児を可能な限り早期に把握し、医療的ケア看護職員の確保に可能な限り早期から着手すること。その際、就学に関する事前の相談・支援の実施に努めることも医療的ケア児の早期把握につながるため、就学に関する事前の教育相談等の様々な活動が早い時期から用意され、提供されることを、本人及び保護者に対して事前に周知すること。
- 保護者に付添いの協力を得ることについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明すること。
- 保護者の付添い負担の軽減のため、管内の学校で対応できる医療的ケアの対象について、例えば、医療的ケア運営協議会等での協議によって個々の医療的ケア児

の状態等に応じて必要な対応を検討できる旨をガイドライン等に加えることや、引継ぎ期間の短縮化に向けて、早期に医療的ケア児の状態を把握し、医療的ケア看護職員を配置するなど必要な体制を整備すること。

- 校外学習等の特定の場面や医療的ケア看護職員の休暇時等、臨時的に医療的ケア看護職員が必要になる場合、訪問看護ステーション等への委託を活用する、教育委員会に配置している医療的ケア看護職員が各学校を巡回する等の体制をあらかじめ整備すること。
- 登下校時の保護者の付添い負担の軽減に当たっては、福祉部局等と連携し、適切な手段を検討すること。また、医療的ケア看護職員を同乗させるなどして安全を確保したうえで、医療的ケア児のスクールバスなど専用通学車両へ乗車をできる限り追求すること。同乗する看護師の配置については、文部科学省の医療的ケア看護職員配置事業の活用も検討されたい。

## 2. 医療的ケア看護職員の人材確保等について

調査結果において、学校における医療的ケア児の数は、特別支援学校で8,700人（前年比135人増）、幼稚園、小・中・高等学校で2,559人（前年比360人増）であり、対応する医療的ケア看護職員の数は、特別支援学校で3,419人（前年比293人増）、幼稚園、小・中・高等学校で2,471人（前年比360人増）であり、いずれも増加している。

調査結果を踏まえ、各自治体におかれては、以下に留意し、医療的ケア看護職員の人材確保等の体制整備を行うこと。

- 医療的ケア看護職員の人材確保に当たっては、ハローワークやナースセンターと連携した募集等の活用を検討すること。
- 医療的ケア看護職員の雇用条件等の処遇改善を図るとともに、安心して働き続けることができるよう、教育委員会や特別支援学校に指導的な立場となる看護師を配置して相談対応や指導をさせることも有効であること。
- 限られた人材を効率的に配置するため、各学校に医療的ケア看護職員を配置するほか、教育委員会に配置して複数学校に派遣する場合や、医療機関や訪問看護ステーション等への委託等、医療的ケア看護職員の効率的な配置を工夫すること。その際、先に述べた「学校における医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する取組事例集」を活用されたい。
- 医療的ケア看護職員が医療現場と異なる環境の学校で勤務するに当たって、安心して業務に対応し、定着するためには、学校において関係する教職員との連携や学校における医療的ケアに関する研修の機会を確保することが重要であることに鑑み、学校現場で行われている医療的ケアの手技を視覚的に学ぶことができる研修動画「学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ」を活用されたい。

### 3. 医療的ケア児の学校在学時における発災への備えについて

調査結果においては、医療的ケア児の在学時における発災への備えの状況について、発災後、保護者及び医療的ケア看護職員等が長期間来校できない場合等、医療的ケア児の学校における待機が長期化した場合の対応について、保護者・主治医等と学校関係者間で協議をして取り決められている学校は、特別支援学校で40.9%、幼稚園、小・中・高等学校で54.4%である。また、令和7年度に取り決め予定の学校を含めると、特別支援学校で83.1%、幼稚園、小・中・高等学校で90.7%であるが、一層の取組を行うこと。

学校保健安全法に基づき、各学校においては「学校安全計画」及び「危険等発生時対処要領」（以下、「危機管理マニュアル」とする。）を策定し、児童生徒等の安全確保を図っているところであるが、調査結果を踏まえ、医療的ケア児を受け入れる各学校においては、以下に留意し、発災に備えた対応について取り決めるとともに、必要に応じて、危機管理マニュアルの改定等を検討すること。

- 医療的ケア児については、医療的ケア児の状態等や災害による被害の程度等によっては、生命・生活の維持が困難になり得ることから、医療材料・医療器具・非常食等の準備及び備蓄について、保護者等と学校間で確認・協議しておくこと。特に人工呼吸器を用いている等、非常用電源が確保できなければ直ちに重篤な事態に陥りかねない医療的ケア児が在籍している学校においては、停電時の対応をどのように行うか取り決めておくこと。
- 発災後、保護者及び医療的ケア看護職員等が長期間来校できない場合や、医療的ケア看護職員等の勤務時間や派遣契約で定められた在学時間を超えて医療的ケアの実施が必要となる場合など、医療的ケア児の学校における待機が長期化した場合にも医療的ケアを実施できる体制をどのように構築するかについて、保護者等と学校間で協議して取り決めておくこと。
- 確認・協議や取り決め等を進めるに当たっては、学校や市町村教育委員会のみで対応を検討することが困難なことも考えられ、各自治体の防災担当部局等、医療的ケア児の災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や地域の医療機関等と連携し、協力を得る必要がある場合があることに留意すること。
- 福祉避難所について、市町村防災部局から特別支援学校を在校生等のための福祉避難所として避難先に指定したいとの依頼があった場合には協力されたい。

(※1) 学校における医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する取組事例集



[https://www.mext.go.jp/content/20250530-mxt\\_tokubetu01-000042872\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250530-mxt_tokubetu01-000042872_02.pdf)

(※2) 学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ



[https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBqHR5TChHpm3ulS6re8k\\_8](https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBqHR5TChHpm3ulS6re8k_8)

(添付資料)

「令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査結果（概要）」

**【本件連絡先】**

- ・本通知に関することについて

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

TEL:03-5253-4111（内線 3967）

- ・学校保健安全法に関することについて

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 防災教育係

TEL:03-5253-4111（内線 2670）

# 令和6年度学校における医療的ケア に関する実態調査結果(概要)

令和7年7月  
文部科学省初等中等教育局  
特別支援教育課

1. 調査概要
2. 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数
3. 学校で実施されている医療的ケアの項目
4. 学校において医療的ケアを実施する看護職員等の数
5. 保護者等の付添いの状況
6. 医療的ケア児の通学方法
7. 医療的ケア児の在校時における発災への備えの状況

(参考1) 国立・公立(都道府県別)・私立(株立学校含む)別の集計結果

(参考2) 医療的ケアに関する推移

(参考3) 関連事業

# 1. 調査概要

## (1) 調査目的

学校における医療的ケアに関する実態について把握し、関連施策の推進を図る。

## (2) 調査時点

令和6年5月1日現在他

## (3) 調査項目

### ① 学校用調査

- ・ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数
- ・ 医療的ケア看護職員の数(国立・私立(株式会社立含む)のみ)
- ・ 学校において医療的ケアを実施する者(医療的ケア看護職員を除く)の数
- ・ 学校において付添いをしている保護者等の状況(令和6年始業から夏休み前までの状況)
- ・ 学校において医療的ケアが必要な幼児児童生徒の通学(園)方法(令和6年始業から夏休み前までの状況)
- ・ 医療的ケア児の在校時における発災への備えの状況

### ② 教育委員会用調査

- ・ 医療的ケア看護職員の数(公立学校分)

※①、②ともに、特段調査時点の明記がない項目は令和6年5月1日現在

## (4) 調査対象

### ① 学校用調査

国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

(回答対象学校数) 令和6年5月1日時点

|                             |              |             |
|-----------------------------|--------------|-------------|
| ・幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む.):8,530園 | ・小学校 18,822校 | ・中学校 9,882校 |
| ・義務教育学校 238校                | ・高等学校 4,774校 | ・中等教育学校 59校 |
| ・特別支援学校 1,191校              |              |             |

※所管の教育委員会等において、当該学校に医療的ケア児が在籍していないことを把握している場合は、当該学校での回答は不要としている。

### ② 教育委員会用調査

教育委員会

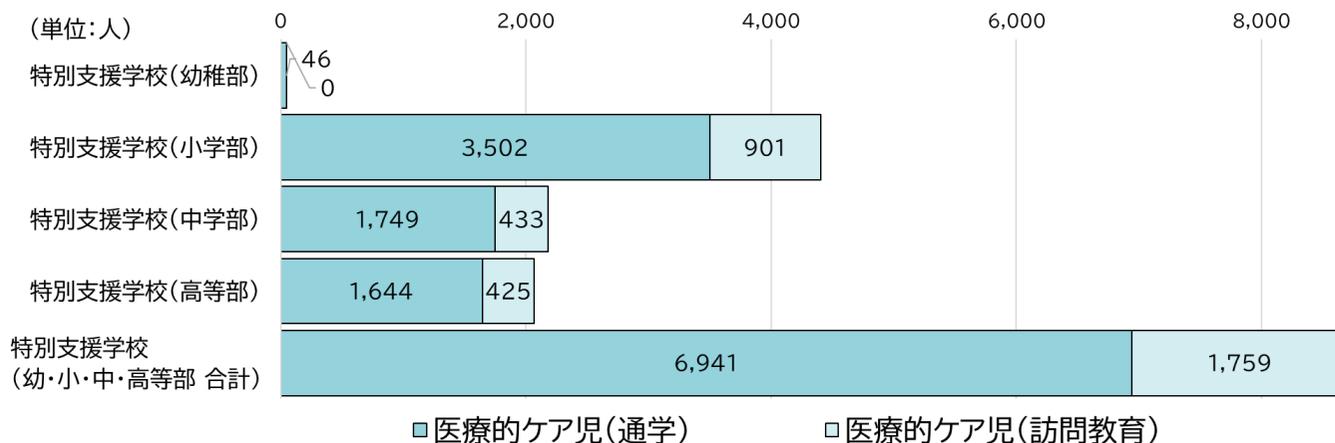
(回答対象教育委員会数) 令和6年5月1日時点

都道府県教育委員会:47、市町村教育委員会(特別区、地方公共団体の組合に置かれる教育委員会を含む):1,801

※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指し、「医療的ケア児」とは、①医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児②医療的ケアは医療的ケア児本人が行っているが医療的ケア看護職員が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、医療的ケア看護職員の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。

## 2. 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数

### 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数

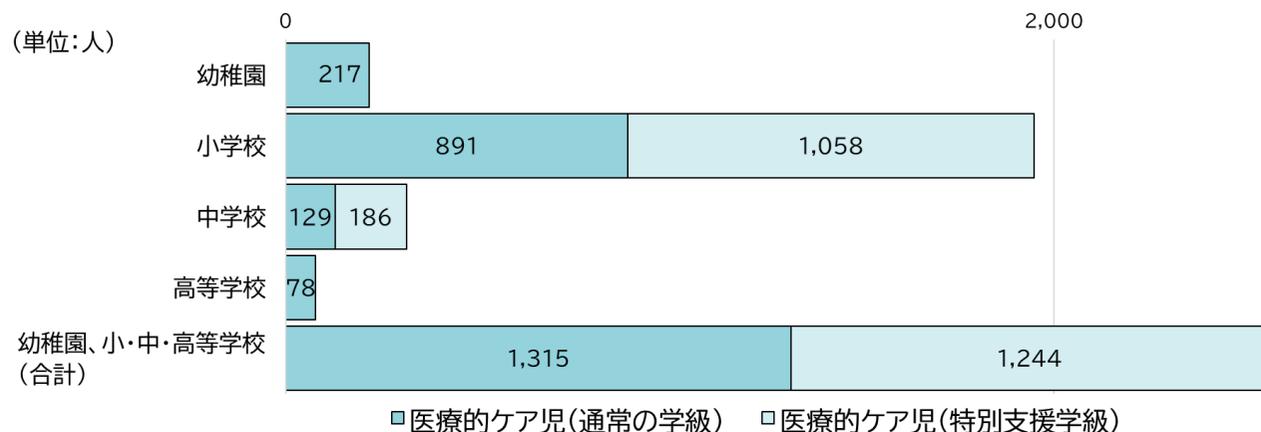


**8,700人** (R5 8,565人)

| 学部  | 通学・訪問教育の別 | 国立 | 公立    | 私立 | 計     |
|-----|-----------|----|-------|----|-------|
| 幼稚部 | 通学        | 0  | 46    | 0  | 46    |
|     | 訪問教育      | 0  | 0     | 0  | 0     |
| 小学部 | 通学        | 11 | 3,490 | 1  | 3,502 |
|     | 訪問教育      | 0  | 901   | 0  | 901   |
| 中学部 | 通学        | 11 | 1,738 | 0  | 1,749 |
|     | 訪問教育      | 0  | 433   | 0  | 433   |
| 高等部 | 通学        | 9  | 1,633 | 2  | 1,644 |
|     | 訪問教育      | 0  | 425   | 0  | 425   |
| 計   | 通学        | 31 | 6,907 | 3  | 6,941 |
|     | 訪問教育      | 0  | 1,759 | 0  | 1,759 |
|     | 計         | 31 | 8,666 | 3  | 8,700 |

(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 724校

### 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数



**2,559人** (R5 2,199人)

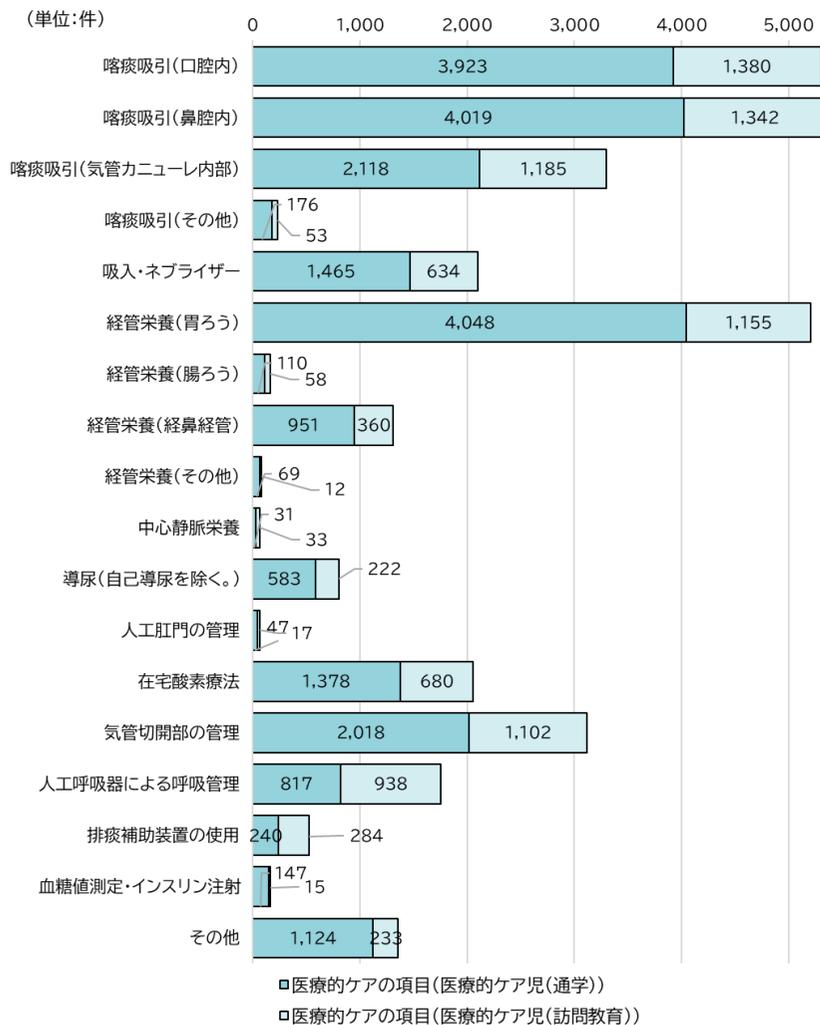
| 学校種  | 通常の学級・特別支援学級の別 | 国立 | 公立    | 私立  | 計     |
|------|----------------|----|-------|-----|-------|
| 幼稚園  | 通常の学級          | 0  | 112   | 105 | 217   |
| 小学校  | 通常の学級          | 6  | 876   | 9   | 891   |
|      | 特別支援学級         | 0  | 1,058 | 0   | 1,058 |
| 中学校  | 通常の学級          | 2  | 118   | 9   | 129   |
|      | 特別支援学級         | 0  | 186   | 0   | 186   |
| 高等学校 | 通常の学級          | 1  | 27    | 50  | 78    |
|      | 特別支援学級         | 0  | 0     | 0   | 0     |
| 計    | 通常の学級          | 9  | 1,133 | 173 | 1,315 |
|      | 特別支援学級         | 0  | 1,244 | 0   | 1,244 |
|      | 計              | 9  | 2,377 | 173 | 2,559 |

(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 194園  
 小学校 1,687校  
 中学校 280校  
 高等学校 58校

### 3. 学校で実施されている医療的ケアの項目

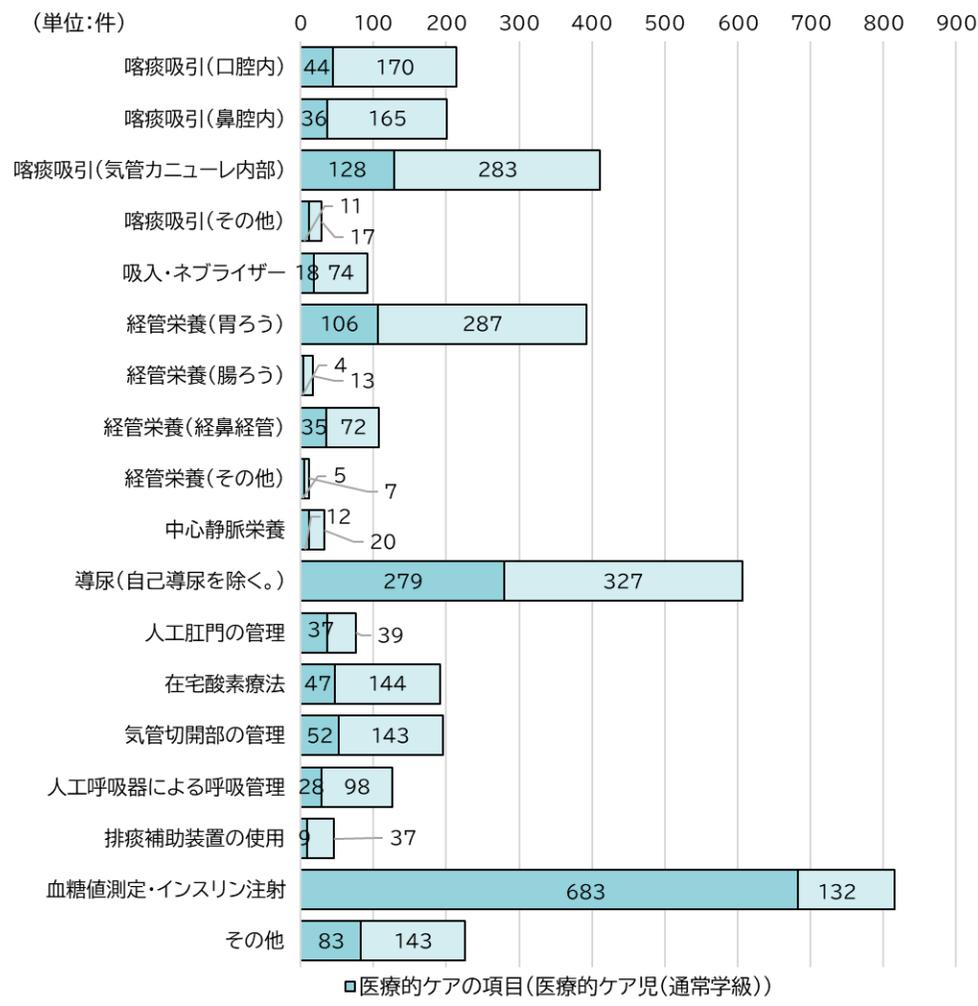
- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ32,967件であり、行為別にみると、喀痰吸引(鼻腔内)5,361件、喀痰吸引(口腔内)5,303件、経管栄養(胃ろう)5,203件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,303件の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ3,788件であり、行為別にみると、血糖値測定・インスリン注射815件、導尿606件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)411件、経管栄養(胃ろう)393件の順に多い。

特別支援学校



特別支援学校で実施されている医療的ケアの項目(複数回答可)

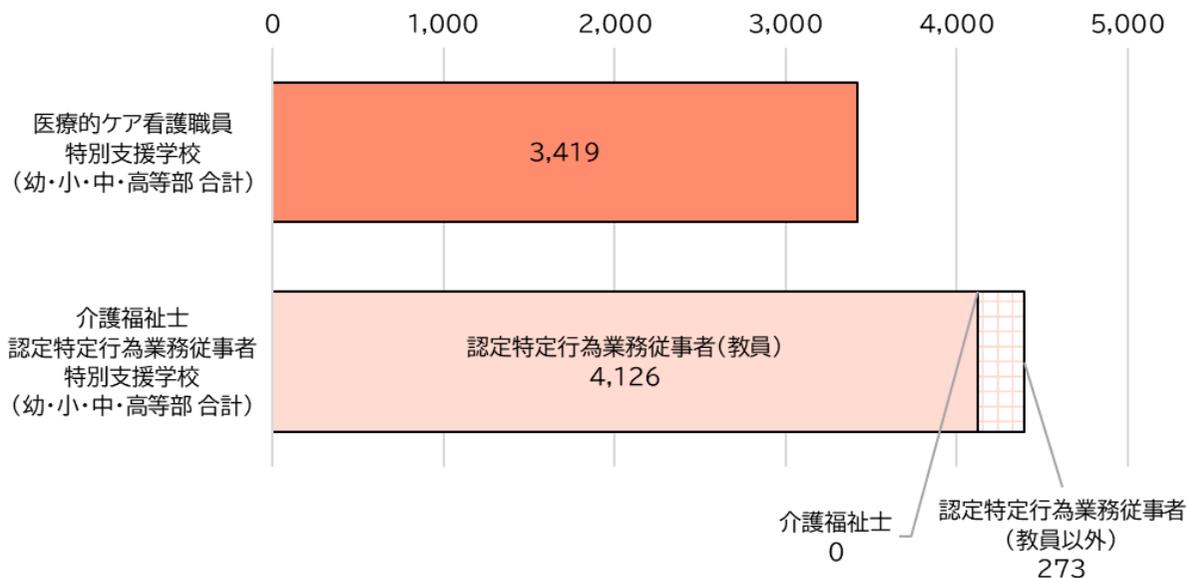
幼稚園、小・中・高等学校



幼稚園、小・中・高等学校で実施されている医療的ケアの項目(複数回答可)

# 4. 学校において医療的ケアを実施する看護職員等の数

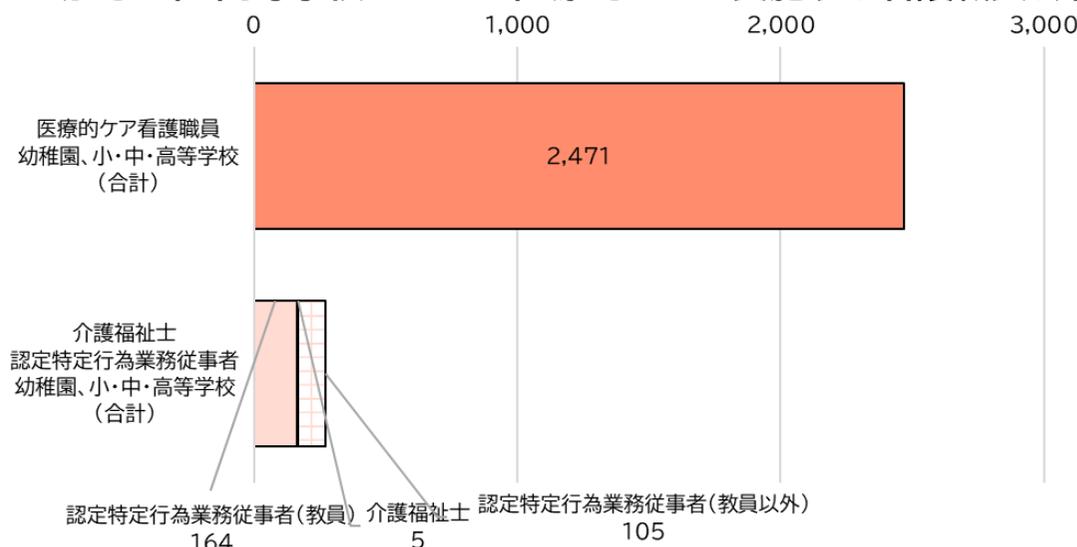
特別支援学校において医療的ケアを実施する看護職員、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の数 **7,818人**  
(R5 7,369人)



| 医療的ケア看護職員の週当たりの所定労働時間 (※1) | 医療的ケア看護職員の数 |          |          |
|----------------------------|-------------|----------|----------|
|                            | 直接雇用:常勤     | 直接雇用:非常勤 | 外部委託(※2) |
| 19時間25分未満                  | 0           | 1,200    | 239      |
| 19時間25分以上<br>23時間15分未満     | 0           | 98       | 2        |
| 23時間15分以上<br>31時間00分未満     | 3           | 1,216    | 67       |
| 31時間00分以上<br>37時間30分未満     | 1           | 166      | 8        |
| 37時間30分以上                  | 257         | 148      | 14       |
| 計                          | 261         | 2,828    | 330      |

※1 直接雇用:就労規則によって定められる週の所定労働時間を回答。  
外部委託:委託契約書等によって定められている週の業務委託時間(委託契約書等に時間数の定めがない場合は任意の一週間の平均業務委託時間)を回答。  
※2 委託契約書等によって定められている人数を回答。

幼・小・中・高等学校において医療的ケアを実施する看護職員、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の数 **2,745人**  
(R5 2,321人)



| 医療的ケア看護職員の週当たりの所定労働時間 (※1) | 医療的ケア看護職員の数 |          |          |
|----------------------------|-------------|----------|----------|
|                            | 直接雇用:常勤     | 直接雇用:非常勤 | 外部委託(※2) |
| 19時間25分未満                  | 1           | 724      | 564      |
| 19時間25分以上<br>23時間15分未満     | 1           | 145      | 20       |
| 23時間15分以上<br>31時間00分未満     | 6           | 472      | 72       |
| 31時間00分以上<br>37時間30分未満     | 6           | 278      | 52       |
| 37時間30分以上                  | 26          | 89       | 15       |
| 計                          | 40          | 1,708    | 723      |

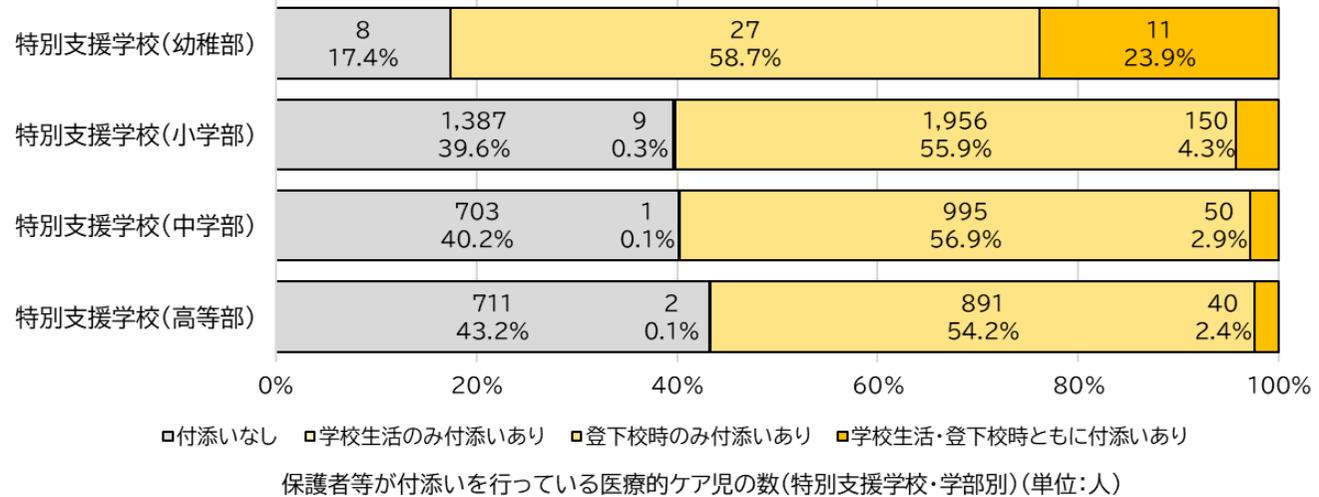
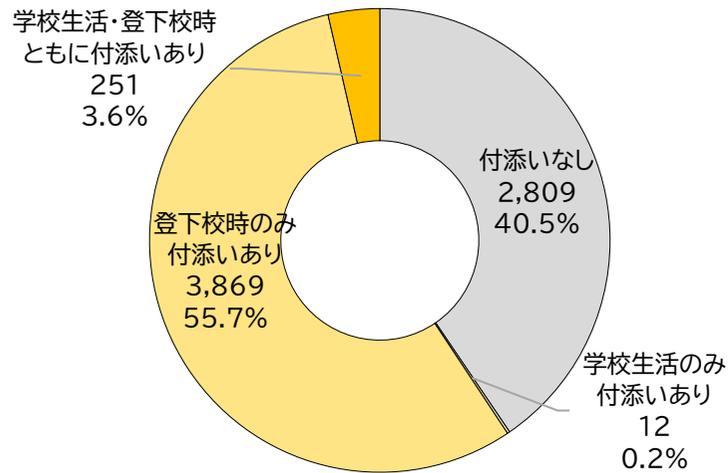
※ 本調査における「医療的ケア看護職員」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。  
※ 医療的ケア看護職員のうち、教育委員会等に配置され、特別支援学校を含む域内の学校を巡回している者は、特別支援学校に計上。

# 5-1. 特別支援学校における保護者等の付添いの状況

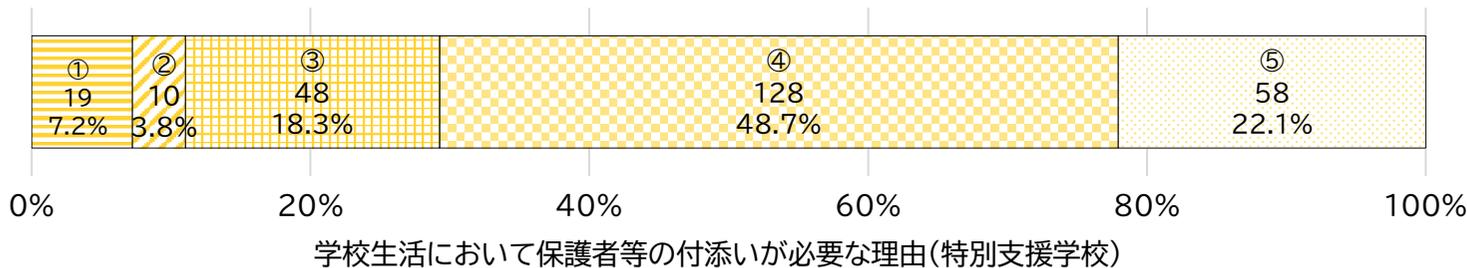
特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,941人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 263人 (3.8%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,869人 (55.7%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 2,809人 (40.5%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数  
(特別支援学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(263人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」128件(48.7%)が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケアを実施するための手続きや引継ぎの途中である」「健康状態が不安定」「保護者が、医療的ケア看護職員等の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

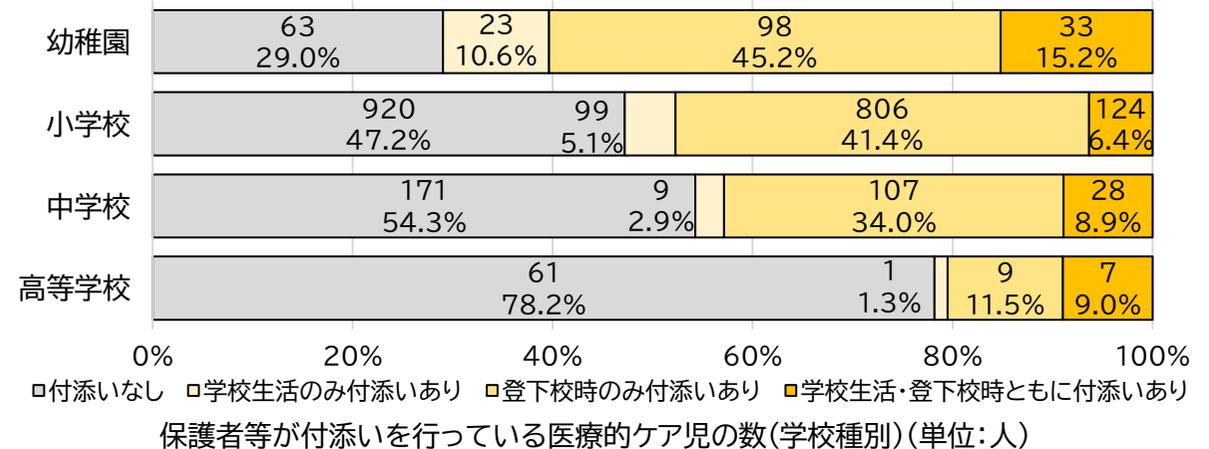
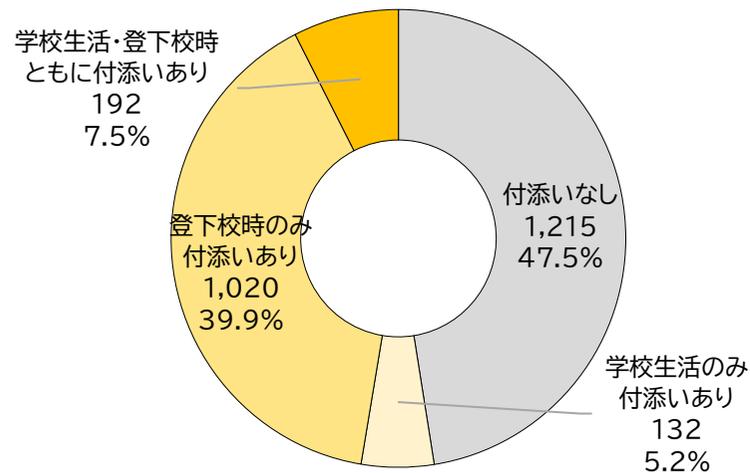
※ 本調査は、令和6年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

## 5-2. 幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

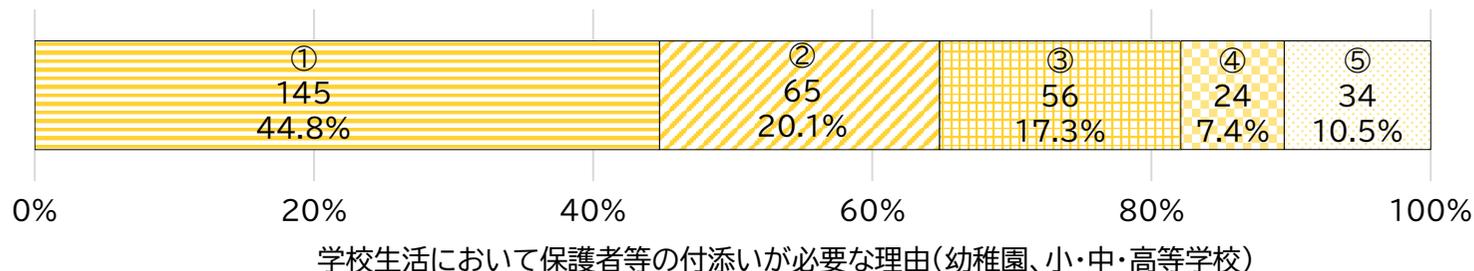
幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,559人)のうち、

- ・ 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 324人 (12.7%)
- ・ 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,020人 (39.9%)
- ・ 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 1,215人 (47.5%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数  
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(324人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」145件(44.8%)が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケアの実施に向けた手続き中」「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



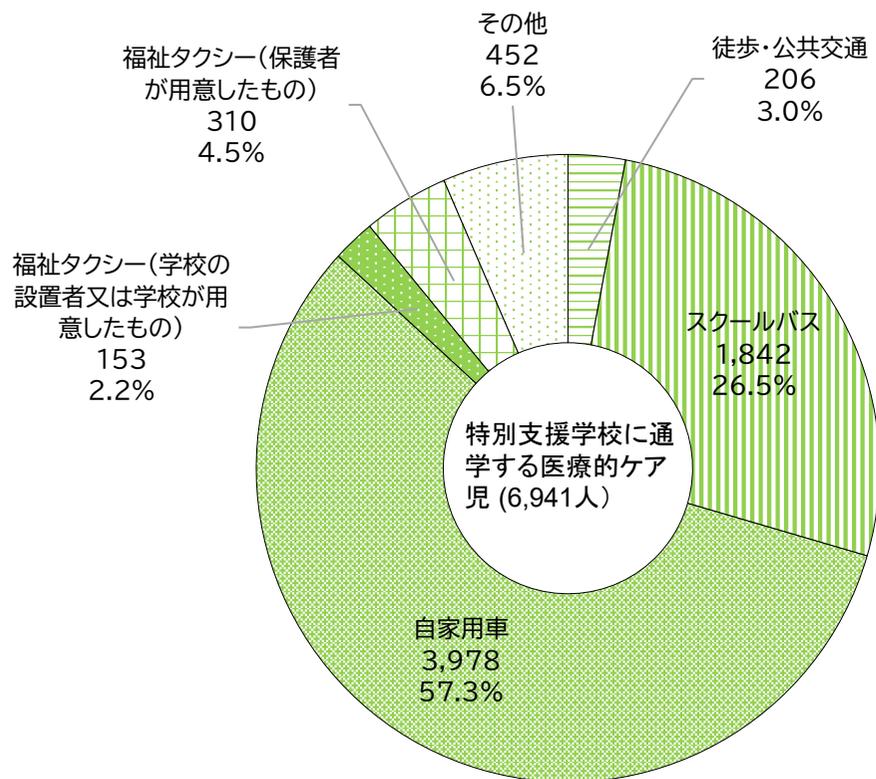
- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

※ 本調査は、令和6年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

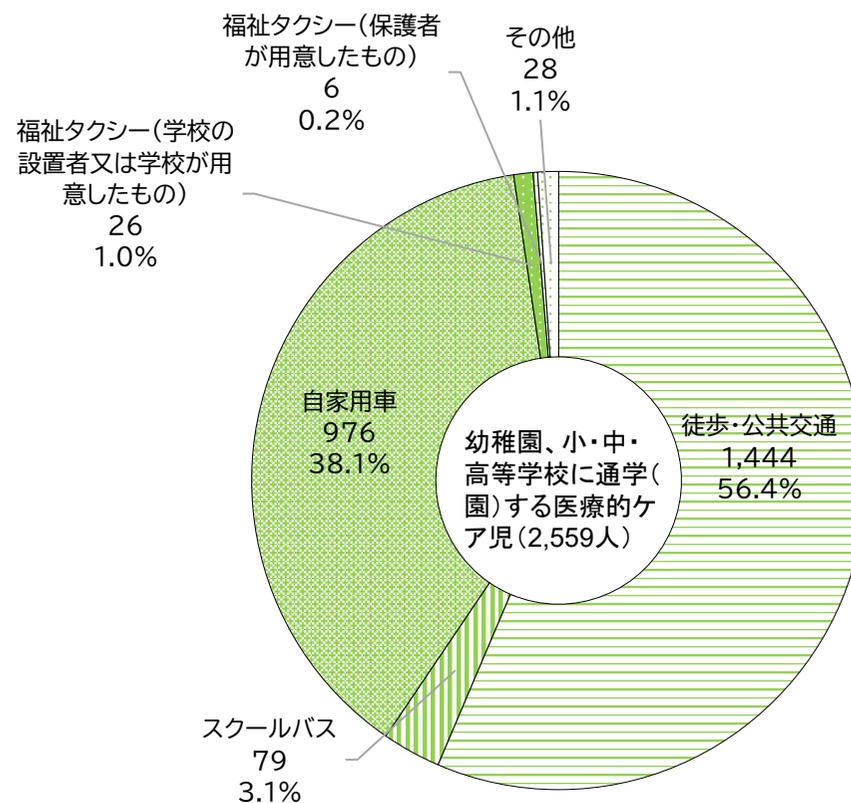
## 6. 医療的ケア児の通学方法

- 特別支援学校への通学方法は自家用車(57.3%)、スクールバス(26.5%)の順で割合が高い。
- 幼稚園、小・中・高等学校への通学方法は徒歩・公共交通機関(56.4%)、自家用車(38.1%)の順で割合が高い。

### 特別支援学校



### 幼稚園、小・中・高等学校



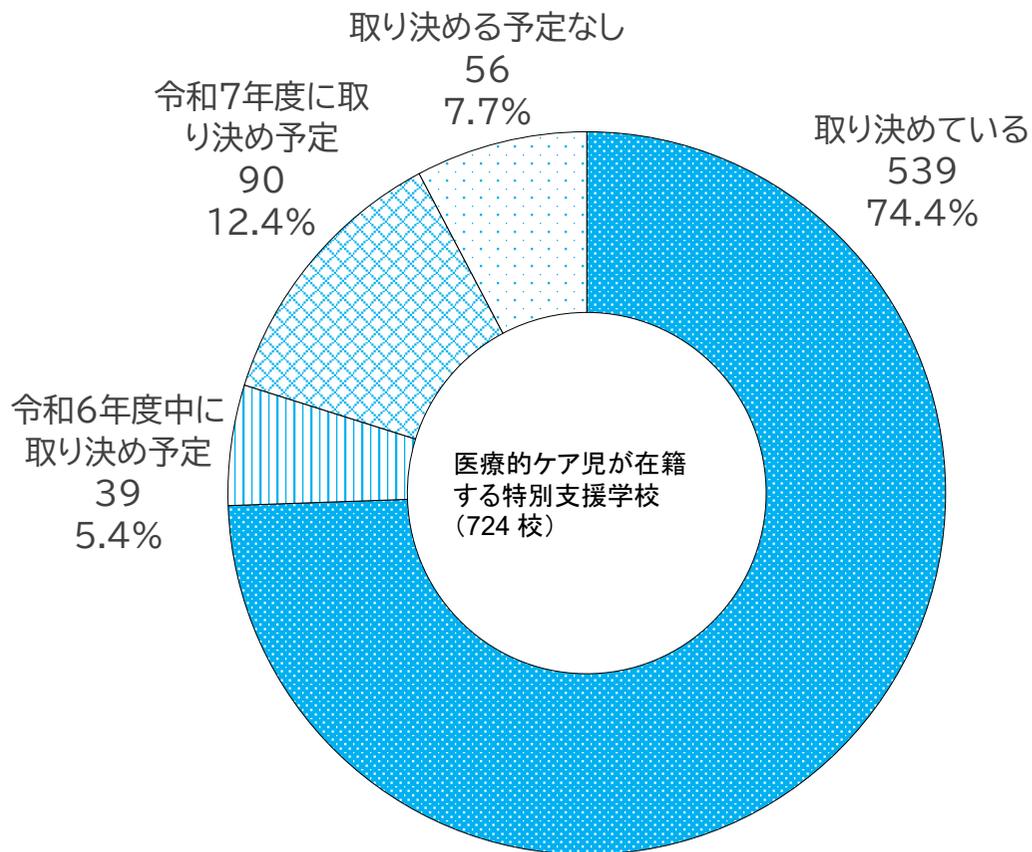
※本調査は、令和6年度始業から夏休みまでの間において最も頻度の高い交通手段を回答するものであり、普段、登校時と下校時とで通学(園)方法が異なる場合は、登校時の通学(園)方法を計上する。

# 7-1. 医療的ケア児の在校時における発災への備えの状況

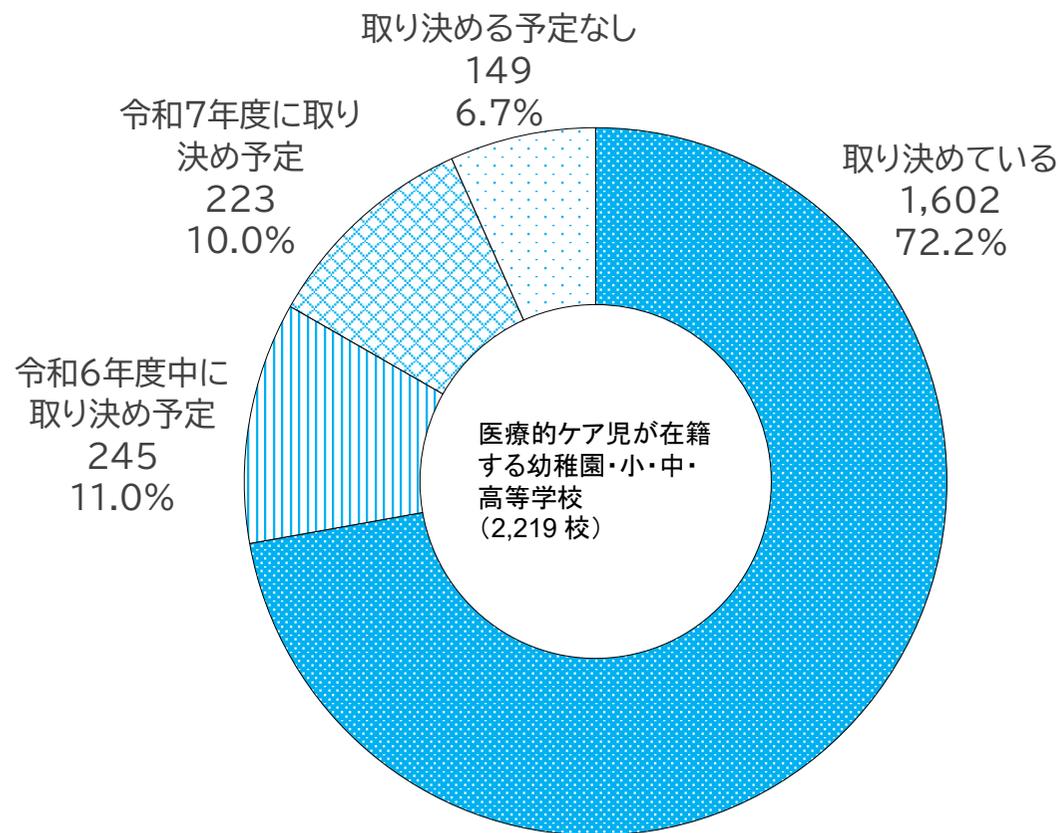
～医療器具等の準備及び備蓄等の対応についての取り決め状況～

- 医療材料や医療器具・非常食等の準備及び備蓄等の対応について、保護者・主治医等と学校関係者間で協議をして取り決められている学校数
  - 特別支援学校 539校(74.4%)
  - 幼稚園、小・中・高等学校 1,602校(72.2%)

### 特別支援学校



### 幼稚園、小・中・高等学校

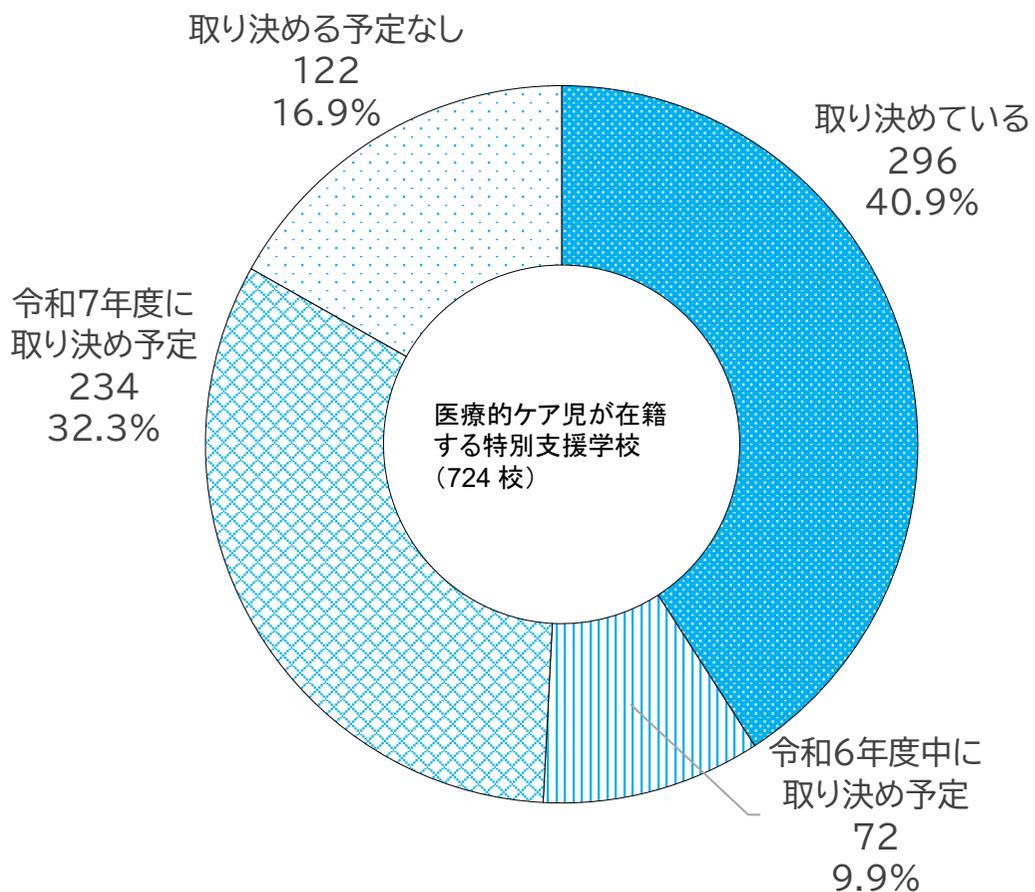


## 7-2. 医療的ケア児の在校時における発災への備えの状況

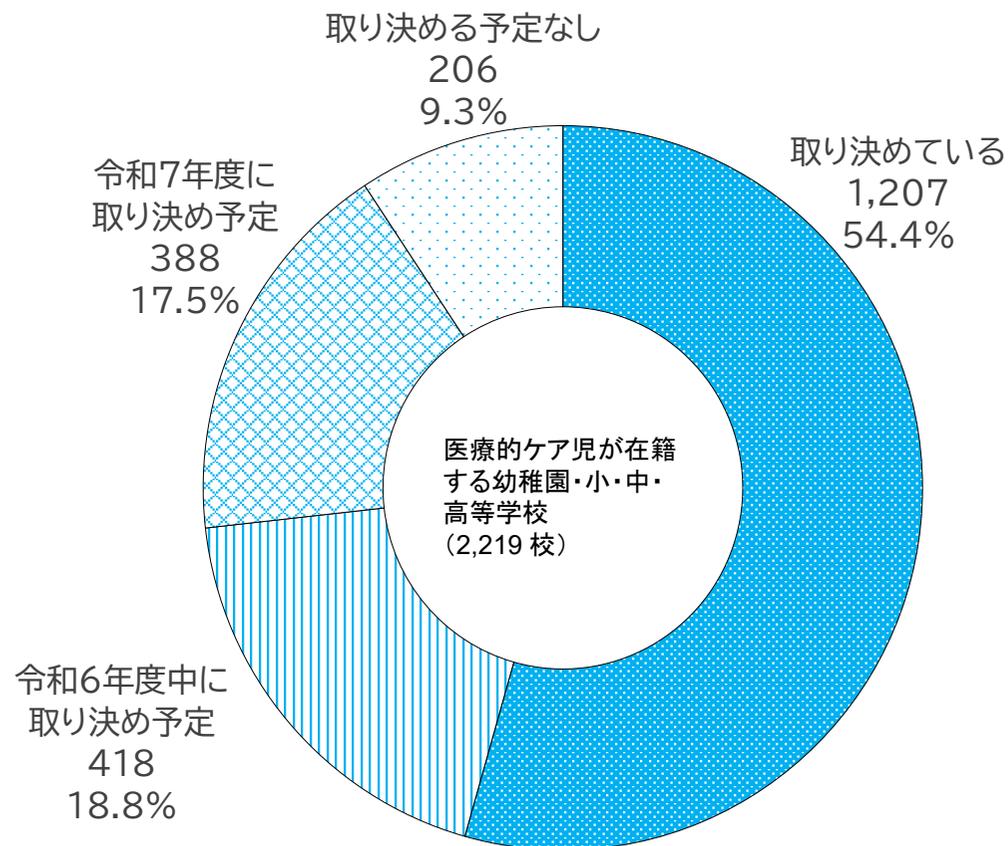
～学校における待機が長期化した場合の対応についての取り決め状況～

- 発災後、保護者及び医療的ケア看護職員等が長期間来校できない場合等、医療的ケア児の学校における待機が長期化した場合の対応について、保護者・主治医等と学校関係者間で協議をして取り決められている学校数
  - 特別支援学校 296校(40.9%)
  - 幼稚園、小・中・高等学校 1,207校(54.4%)

### 特別支援学校



### 幼稚園、小・中・高等学校

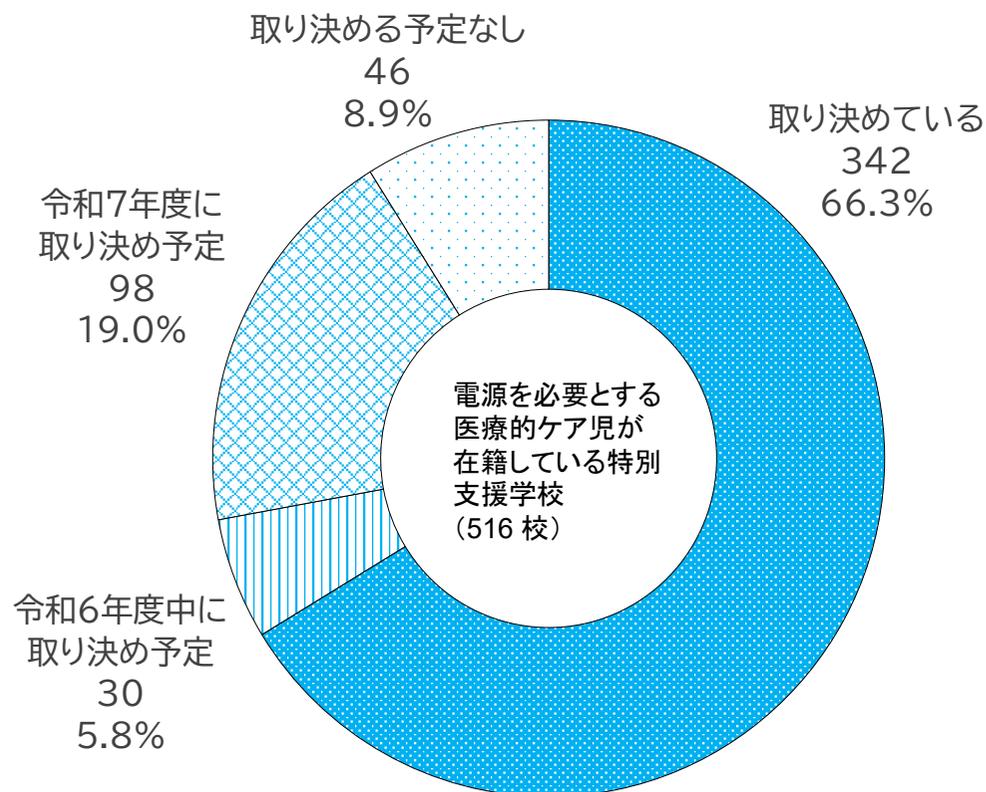


## 7-3. 医療的ケア児の在校時における発災への備えの状況

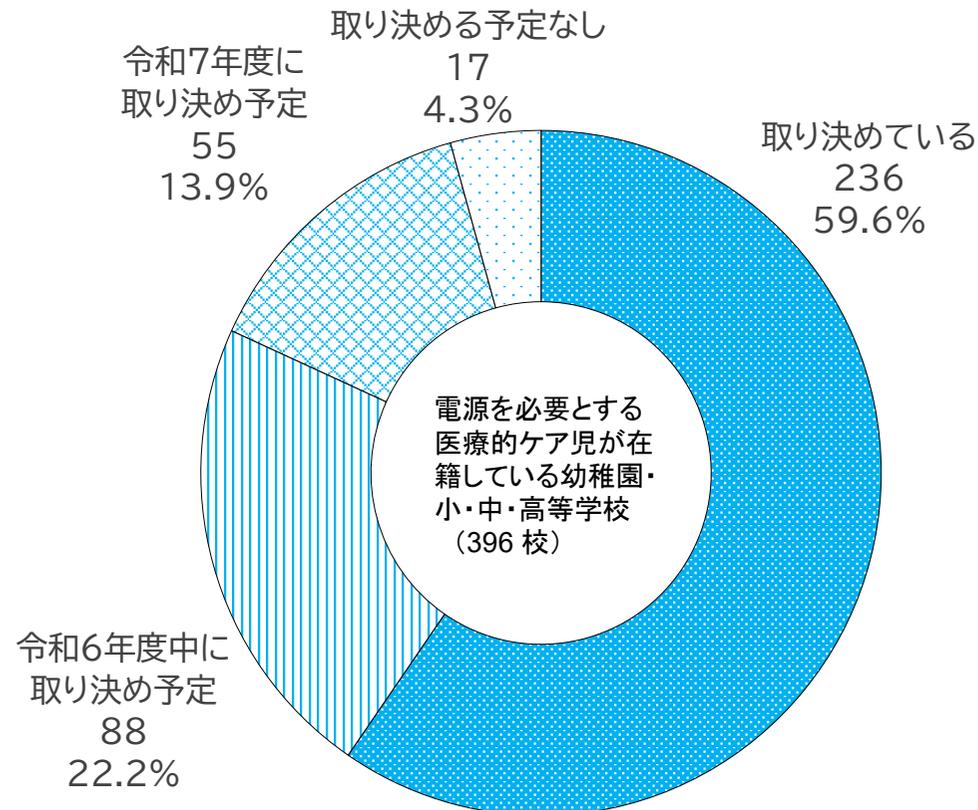
～停電時の対応についての取り決め状況～

- 電源を必要とする医療的ケア児が在籍している学校のうち、停電時の対応について、保護者・主治医等と学校関係者間で協議をして取り決められている学校数
  - 特別支援学校 342校(66.3%)
  - 幼稚園、小・中・高等学校 236校(59.6%)

### 特別支援学校



### 幼稚園、小・中・高等学校



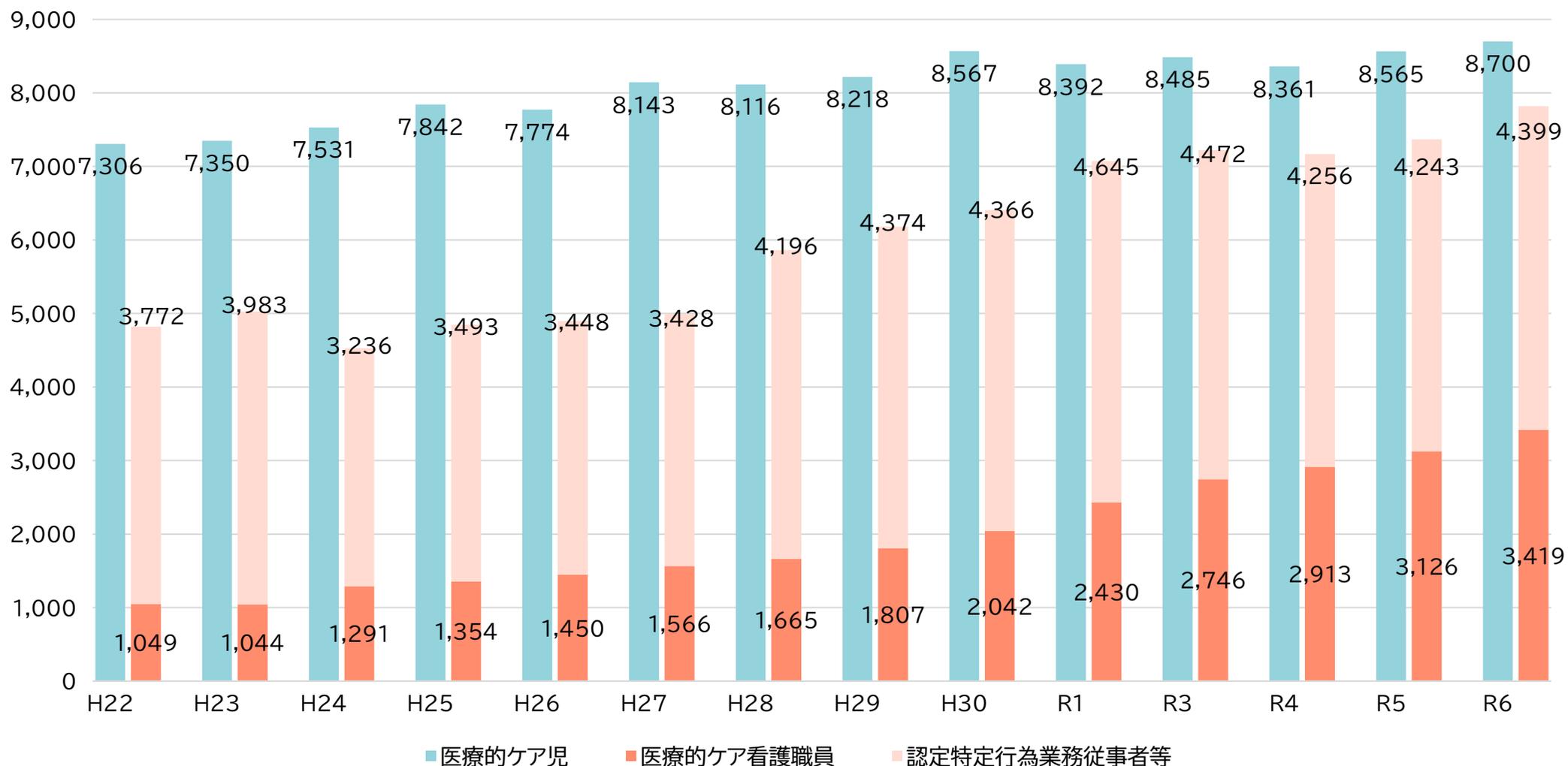
(参考1-1)【特別支援学校】令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査(国立・公立(都道府県別)・私立・株式会社別)

| 国立・公立(都道府県別)・私立・株式会社別 | 学校の数 | 幼児児童生徒の数 |       |       |       |               |       |      |       |     |       | 養護教諭の数 |       |          |          |     | 保健師の数                 |                       |     |                       |                       | 医療者等による付添いを行っている医療的ケアの数 |           |         |       |      | 通学(園)方法              |       |     |     |     |
|-----------------------|------|----------|-------|-------|-------|---------------|-------|------|-------|-----|-------|--------|-------|----------|----------|-----|-----------------------|-----------------------|-----|-----------------------|-----------------------|-------------------------|-----------|---------|-------|------|----------------------|-------|-----|-----|-----|
|                       |      | 学級別      |       |       |       | 通学・特別<br>教育の別 | 合計    | 養護教諭 |       | 合計  | 保健師   |        | 合計    | 付添い      |          | 合計  | 通学(園)方法               |                       | 合計  |                       |                       |                         |           |         |       |      |                      |       |     |     |     |
|                       |      | 幼稚園      | 小学部   | 中学部   | 高等部   |               |       | 通常   | 訪問教育  |     | 常勤    | 非常勤    |       | 外部<br>委託 | 内部<br>兼任 |     | 認定<br>特定<br>行為<br>従事者 | 認定<br>特定<br>行為<br>従事者 |     | 認定<br>特定<br>行為<br>従事者 | 認定<br>特定<br>行為<br>従事者 | 付添い<br>あり               | 付添い<br>なし | 徒歩・公共交通 | スリルバス | 自家用車 | 福祉タクシー<br>保護者が利用したもの | その他   |     |     |     |
| 国立                    | 3    | 0        | 11    | 11    | 9     | 31            | 0     | 0    | 31    | 2   | 3     | 5      | 0     | 4        | 0        | 5   | 9                     | 0                     | 31  | 0                     | 0                     | 0                       | 31        | 8       | 6     | 16   | 0                    | 1     | 0   |     |     |
| 1 北海道                 | 34   | 6        | 141   | 86    | 101   | 228           | 106   | 0    | 334   | 12  | 74    | 86     | 0     | 206      | 0        | 212 | 0                     | 0                     | 31  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 2       | 24    | 163  | 0                    | 18    | 21  |     |     |
| 2 青森県                 | 10   | 0        | 55    | 22    | 15    | 84            | 8     | 0    | 92    | 14  | 14    | 28     | 0     | 12       | 0        | 12  | 0                     | 0                     | 38  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 1       | 38    | 0    | 0                    | 45    |     |     |     |
| 3 岩手県                 | 9    | 0        | 42    | 14    | 14    | 58            | 12    | 0    | 70    | 0   | 0     | 40     | 0     | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 15  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 0     | 53   | 0                    | 1     | 4   |     |     |
| 4 宮城県                 | 20   | 1        | 69    | 39    | 35    | 137           | 17    | 0    | 144   | 0   | 152   | 0      | 152   | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 104 | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 1       | 104   | 0    | 0                    | 1     | 0   |     |     |
| 5 秋田県                 | 10   | 0        | 28    | 17    | 14    | 40            | 40    | 0    | 59    | 0   | 15    | 0      | 15    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 31  | 1                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 32    | 0    | 0                    | 1     | 15  |     |     |
| 6 山形県                 | 7    | 2        | 42    | 18    | 13    | 58            | 17    | 0    | 75    | 0   | 24    | 0      | 24    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 40  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 40    | 0    | 0                    | 3     | 15  |     |     |
| 7 福島県                 | 16   | 0        | 45    | 25    | 23    | 90            | 3     | 0    | 83    | 0   | 32    | 0      | 32    | 0        | 11       | 0   | 11                    | 0                     | 77  | 3                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 80    | 0    | 0                    | 1     | 6   |     |     |
| 8 茨城県                 | 15   | 1        | 118   | 65    | 58    | 129           | 113   | 0    | 242   | 0   | 54    | 0      | 54    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 94  | 16                    | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 110   | 0    | 0                    | 0     | 1   |     |     |
| 9 栃木県                 | 13   | 0        | 81    | 33    | 27    | 102           | 39    | 0    | 141   | 5   | 47    | 0      | 52    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 87  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 87    | 0    | 0                    | 1     | 6   |     |     |
| 10 群馬県                | 17   | 0        | 68    | 32    | 25    | 99            | 26    | 0    | 125   | 0   | 34    | 17     | 51    | 88       | 0        | 88  | 0                     | 0                     | 88  | 2                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 90    | 4    | 6                    | 88    | 0   | 3   |     |
| 11 埼玉県                | 23   | 4        | 216   | 87    | 82    | 277           | 112   | 0    | 389   | 33  | 59    | 2      | 94    | 137      | 0        | 137 | 0                     | 1                     | 138 | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 170   | 10   | 59                   | 169   | 0   | 38  | 1   |
| 12 千葉県                | 32   | 2        | 167   | 93    | 77    | 292           | 47    | 0    | 339   | 0   | 140   | 0      | 140   | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 201 | 35                    | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 237   | 14   | 27                   | 230   | 0   | 3   | 18  |
| 13 東京都                | 44   | 4        | 504   | 198   | 164   | 729           | 141   | 0    | 870   | 38  | 468   | 208    | 714   | 469      | 0        | 237 | 0                     | 0                     | 706 | 7                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 200   | 20   | 464                  | 136   | 7   | 28  | 74  |
| 14 神奈川県               | 35   | 1        | 267   | 152   | 151   | 492           | 79    | 0    | 571   | 40  | 89    | 13     | 142   | 800      | 0        | 5   | 807                   | 0                     | 194 | 34                    | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 200   | 11   | 196                  | 184   | 55  | 12  | 34  |
| 15 新潟県                | 22   | 0        | 63    | 30    | 28    | 83            | 38    | 0    | 121   | 0   | 48    | 0      | 48    | 15       | 0        | 0   | 15                    | 0                     | 73  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 73    | 0    | 4                    | 69    | 0   | 0   | 10  |
| 16 富山県                | 10   | 1        | 36    | 22    | 18    | 60            | 17    | 0    | 77    | 0   | 37    | 0      | 37    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 55  | 4                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 59    | 10   | 0                    | 50    | 0   | 0   | 0   |
| 17 石川県                | 6    | 0        | 29    | 14    | 8     | 45            | 6     | 0    | 51    | 17  | 0     | 0      | 17    | 8        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 34  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 34    | 0    | 9                    | 34    | 0   | 0   | 2   |
| 18 福井県                | 9    | 2        | 28    | 16    | 19    | 46            | 19    | 0    | 65    | 0   | 19    | 0      | 19    | 26       | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 38  | 2                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 40    | 0    | 6                    | 40    | 0   | 0   | 0   |
| 19 山梨県                | 6    | 0        | 33    | 20    | 20    | 53            | 20    | 0    | 73    | 0   | 18    | 0      | 18    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 44  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 44    | 0    | 3                    | 44    | 0   | 0   | 6   |
| 20 長野県                | 17   | 2        | 89    | 49    | 45    | 166           | 19    | 0    | 185   | 0   | 61    | 2      | 63    | 17       | 0        | 5   | 22                    | 0                     | 117 | 5                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 122   | 26   | 13                   | 123   | 1   | 1   | 0   |
| 21 岐阜県                | 17   | 0        | 81    | 51    | 34    | 146           | 20    | 0    | 166   | 0   | 84    | 0      | 84    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 113 | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 113   | 0    | 28                   | 105   | 0   | 0   | 13  |
| 22 静岡県                | 20   | 0        | 131   | 75    | 55    | 202           | 59    | 0    | 261   | 0   | 76    | 0      | 76    | 226      | 0        | 2   | 228                   | 0                     | 165 | 25                    | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 190   | 10   | 3                    | 184   | 1   | 3   | 1   |
| 23 愛知県                | 27   | 6        | 233   | 104   | 94    | 332           | 95    | 0    | 427   | 17  | 124   | 13     | 154   | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 288 | 6                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 295   | 2    | 34                   | 293   | 1   | 1   | 1   |
| 24 三重県                | 9    | 0        | 46    | 20    | 24    | 75            | 15    | 0    | 90    | 20  | 11    | 0      | 31    | 147      | 0        | 0   | 147                   | 0                     | 50  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 50    | 2    | 24                   | 48    | 0   | 0   | 1   |
| 25 滋賀県                | 10   | 0        | 79    | 44    | 63    | 185           | 1     | 0    | 188   | 0   | 53    | 0      | 53    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 92  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 92    | 2    | 72                   | 91    | 0   | 1   | 19  |
| 26 京都府                | 17   | 0        | 95    | 41    | 37    | 142           | 31    | 0    | 173   | 24  | 48    | 0      | 72    | 121      | 0        | 0   | 124                   | 0                     | 32  | 4                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 36    | 6    | 66                   | 31    | 16  | 3   | 20  |
| 27 大阪府                | 35   | 2        | 299   | 140   | 174   | 542           | 73    | 0    | 615   | 0   | 153   | 2      | 155   | 776      | 0        | 0   | 776                   | 0                     | 79  | 2                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 81    | 12   | 289                  | 95    | 2   | 126 | 18  |
| 28 兵庫県                | 35   | 1        | 187   | 101   | 124   | 338           | 75    | 0    | 413   | 12  | 174   | 24     | 210   | 248      | 0        | 16  | 288                   | 0                     | 125 | 30                    | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 155   | 7    | 140                  | 117   | 59  | 13  | 2   |
| 29 奈良県                | 5    | 1        | 51    | 26    | 32    | 71            | 39    | 0    | 110   | 3   | 18    | 0      | 21    | 107      | 0        | 0   | 108                   | 0                     | 57  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 57    | 0    | 14                   | 57    | 0   | 0   | 0   |
| 30 和歌山県               | 9    | 1        | 23    | 22    | 21    | 54            | 13    | 0    | 67    | 0   | 23    | 0      | 23    | 83       | 0        | 0   | 83                    | 0                     | 28  | 3                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 31    | 0    | 12                   | 29    | 2   | 2   | 9   |
| 31 鳥取県                | 5    | 3        | 19    | 12    | 15    | 47            | 2     | 0    | 49    | 4   | 26    | 0      | 30    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 32  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 32    | 0    | 8                    | 32    | 0   | 6   | 1   |
| 32 徳島県                | 5    | 0        | 24    | 15    | 10    | 45            | 4     | 0    | 49    | 14  | 4     | 0      | 18    | 10       | 0        | 0   | 10                    | 0                     | 24  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 24    | 1    | 2                    | 24    | 0   | 11  | 7   |
| 33 岡山県                | 11   | 0        | 82    | 42    | 38    | 122           | 40    | 0    | 162   | 0   | 70    | 0      | 70    | 145      | 0        | 0   | 147                   | 0                     | 29  | 5                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 34    | 13   | 12                   | 92    | 0   | 4   | 1   |
| 34 広島県                | 15   | 1        | 128   | 56    | 64    | 176           | 71    | 0    | 247   | 0   | 60    | 0      | 60    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 56  | 5                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 63    | 0    | 84                   | 62    | 0   | 24  | 6   |
| 35 山口県                | 10   | 0        | 38    | 24    | 24    | 20            | 58    | 24   | 82    | 0   | 48    | 0      | 48    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 47  | 4                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 51    | 0    | 5                    | 44    | 0   | 0   | 9   |
| 36 徳島県                | 7    | 1        | 29    | 13    | 20    | 42            | 21    | 0    | 63    | 3   | 15    | 0      | 18    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 33  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 33    | 1    | 4                    | 32    | 0   | 0   | 5   |
| 37 香川県                | 7    | 0        | 21    | 9     | 8     | 31            | 7     | 0    | 38    | 0   | 17    | 0      | 17    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 26  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 26    | 1    | 6                    | 24    | 0   | 0   | 0   |
| 38 愛媛県                | 7    | 1        | 48    | 26    | 26    | 77            | 24    | 0    | 101   | 3   | 25    | 0      | 28    | 44       | 0        | 0   | 44                    | 0                     | 49  | 4                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 53    | 1    | 11                   | 50    | 2   | 0   | 13  |
| 39 高知県                | 8    | 0        | 24    | 14    | 7     | 42            | 3     | 0    | 45    | 0   | 35    | 0      | 35    | 1        | 0        | 0   | 1                     | 0                     | 25  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 25    | 4    | 4                    | 22    | 0   | 0   | 12  |
| 40 福岡県                | 26   | 2        | 248   | 105   | 94    | 320           | 129   | 0    | 449   | 0   | 115   | 17     | 132   | 3        | 4        | 2   | 9                     | 1                     | 213 | 7                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 221   | 5    | 89                   | 210   | 2   | 0   | 14  |
| 41 佐賀県                | 7    | 0        | 33    | 10    | 7     | 49            | 1     | 0    | 50    | 0   | 35    | 0      | 35    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 47  | 2                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 49    | 0    | 0                    | 49    | 0   | 0   | 0   |
| 42 長崎県                | 8    | 0        | 53    | 29    | 21    | 81            | 22    | 0    | 103   | 0   | 28    | 0      | 28    | 16       | 0        | 0   | 16                    | 0                     | 68  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 68    | 2    | 5                    | 61    | 4   | 0   | 9   |
| 43 熊本県                | 14   | 0        | 46    | 31    | 20    | 84            | 13    | 0    | 97    | 0   | 7     | 32     | 39    | 0        | 1        | 0   | 1                     | 0                     | 72  | 1                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 74    | 0    | 4                    | 74    | 0   | 5   | 1   |
| 44 大分県                | 16   | 0        | 42    | 19    | 20    | 68            | 13    | 0    | 81    | 0   | 33    | 0      | 33    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 54  | 5                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 59    | 0    | 2                    | 58    | 0   | 0   | 8   |
| 45 宮崎県                | 9    | 0        | 46    | 20    | 16    | 66            | 16    | 0    | 82    | 0   | 37    | 0      | 37    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 60  | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 60    | 0    | 4                    | 57    | 1   | 2   | 2   |
| 46 鹿児島県               | 12   | 0        | 86    | 49    | 33    | 113           | 55    | 0    | 168   | 0   | 36    | 0      | 36    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 88  | 2                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 90    | 0    | 22                   | 88    | 0   | 0   | 3   |
| 47 沖縄県                | 13   | 1        | 90    | 41    | 44    | 131           | 45    | 0    | 176   | 0   | 45    | 0      | 45    | 0        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 98  | 5                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 104   | 27   | 2                    | 85    | 0   | 1   | 16  |
| 計                     | 719  | 46       | 4,391 | 2,171 | 2,058 | 6,907         | 1,759 | 0    | 8,666 | 259 | 2,825 | 330    | 3,414 | 28       | 4,122    | 0   | 288                   | 4,418                 | 12  | 3,838                 | 251                   | 0                       | 0         | 0       | 4,101 | 195  | 1,836                | 3,962 | 153 | 309 | 452 |
| 国立(特別支援学校を含む)         | 2    | 0        | 1     | 0     | 2     | 3             | 0     | 0    | 3     | 0   | 0     | 0      | 0     | 1        | 0        | 0   | 0                     | 0                     | 0   | 0                     | 0                     | 0                       | 0         | 0       | 0     | 3    | 0                    | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 合計                    | 724  | 46       | 4,403 | 2,182 | 2,069 | 6,941         | 1,759 | 0    | 8,700 | 261 | 2,828 | 330    | 3,419 | 29       | 4,126    | 0   | 273                   | 4,428                 | 12  | 3,860                 | 251                   | 0                       | 0         | 0       | 4,132 | 206  | 1,842                | 3,978 | 153 | 310 | 452 |



## (参考2-1)特別支援学校における医療的ケアに関する推移

(単位:人)



医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数(特別支援学校)

※ 調査対象

～H30 :公立の特別支援学校(H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外)

R1～ :国公私立の特別支援学校

※ 認定特定行為業務従事者等の数

H22、23 :医療的ケアに関わっている教員数

H24～ :認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数

(調査期日 H24:10月1日H25～H27:9月1日、H28、H29:年度中に認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者(予定を含む。))

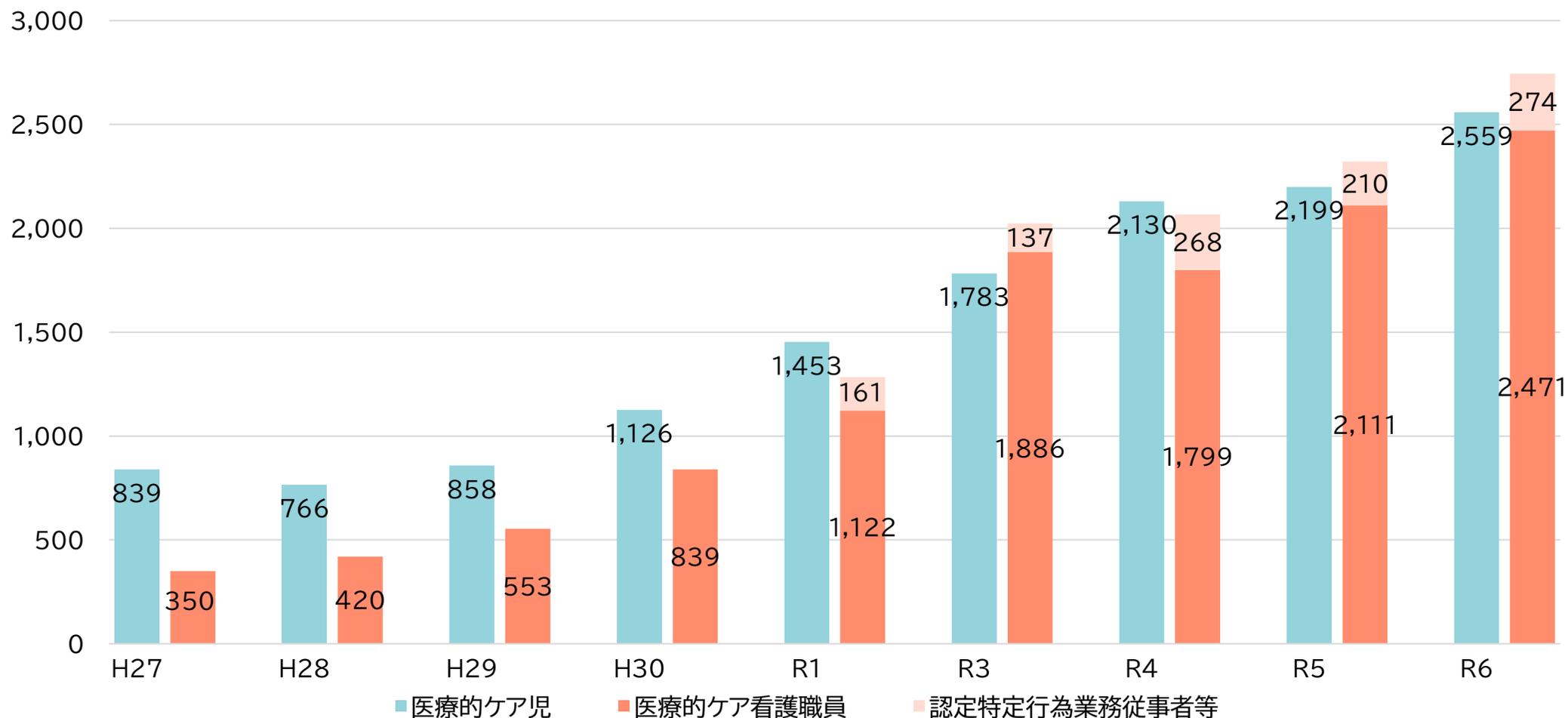
R4～ :認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

※ 医療的ケア看護職員の数、令和3年度調査以前は国公私立ともに各学校が回答しているが、令和4年度以降は国公立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

## (参考2-2)幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移

(単位:人)



医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数(幼稚園、小・中・高等学校)

※ 調査対象

H27 : 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)

H28、29 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)

H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

R1、R3 : 国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、高等学校(専攻科を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

※ 認定特定行為業務従事者等の数

R1～ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数

R4～ : 認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

※ 医療的ケア看護職員の数、令和3年度調査以前は国公立ともに各学校が回答しているが、令和4年度以降は国私立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

# 切れ目ない支援体制整備充実事業

令和7年度予算額  
(前年度予算額)

47億円  
42億円



## 背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行う。

### 医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6成立、R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援
- 私立幼稚園への医療的ケア看護職員配置に係る経費について保育所と同様にその一部を補助  
(国:1/2 補助事業者:1/2)

令和7年度予算額 4,562百万円(前年度予算額4,037百万円)

|        |   |
|--------|---|
| 補助対象者  | 学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者   |
| 配置の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 配置人数：<b>4,900人分</b> (←4,550人分)</li> <li>✓ 1日6時間、週5回等を想定</li> <li>上記のほか登下校時の対応分も計上</li> <li>※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(時間・単価等)を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。</li> </ul> |

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人  
(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
- <補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3

**【関連施策】**  
**ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業**  
 テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成  
 0.1億円(3年間(令和6年度～8年度)：1箇所×1,000万円)

### 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援  
※交付初年度から3年限り

|                 |   |
|-----------------|---|
| 連携体制を整備         | 教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備                               |
| 個別の教育支援計画等の活用   | 就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり               |
| 連携支援コーディネーターの配置 | 教育委員会・学校と関係機関の連携を促進(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援) |
| 普及啓発            | 市民や他の自治体への普及啓発                                      |
| 災害への備え          | 停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備              |

### 外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援(560人分 ← 435人分)

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

# 学校における医療的ケア実施体制整備事業

令和7年度予算額  
(前年度予算額)

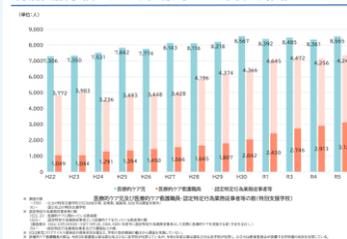
0.3億円  
0.3億円



## 現状・課題

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充や保護者の付添いがない場合でも支援を受けられるようにするための取組等が求められている。**
- 各教育委員会等における災害時を含むガイドライン策定促進や保護者の負担軽減に向け、
  - (1) **災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究**
  - (2) **医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究**
 を実施し、取組を推進する。

特別支援学校における医療的ケアに関する推移



幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



- 特別支援学校
- 医療的ケア児の数 R5 **8,565**人 (出典)学校における医療的ケアに関する実態調査(令和5年度)
  - 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R5 **7,369**人
- 幼稚園、小・中・高等学校
- 医療的ケア児の数 R5 **2,199**人
  - 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R5 **2,321**人

## 事業内容

### (1) 災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究 (新規)

- 医療的ケア児が安全・安心に医療的ケアを受けられるよう、**各自治体におけるガイドラインの策定を促進するため、災害時対応を含む盛り込むべき事項など、参考となるひな形等を提示するための調査研究を実施する。**  
 ※ガイドラインを策定している教育委員会 21.7% (394/1,815)  
 (民間団体等 1箇所×約18百万円)

#### ①実態把握

医療的ケア児の在籍する学校の危機管理マニュアルや、各教育委員会の医療的ケアに関するガイドラインについて実態を調査

#### ②手引きやひな形の作成

災害時の対応を示す手引きや、ガイドラインのひな形で記載すべき内容の検討・整理

#### ③周知・対応の促進

成果物を周知し、各自治体における対応を促進



### (2) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究 (継続)

- 各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、**保護者の負担軽減に関する調査研究を実施して、全国へ普及を図る。**  
 (教育委員会 5箇所×約2百万円)

#### <取組例>

#### I 保護者の負担軽減に向けた**地域の連携体制の構築**

※医療的ケア児支援センターとの連携を含む、早期からの情報取得・引き継ぎによる体制整備/医療・福祉との連携による学校における医療的ケア実施体制構築の迅速化 等

#### II 付添いに係るマニュアル等の見直し

※付添いがない場合でも安全・安心に医療的ケアを実施するための考え方の整理、各学校で共通して取り組む事項の整理 等

#### III 安全・安心な医療的ケアの実施に向けた**研修実施体制の構築・見直し**

※医療的ケア児支援センターや大学等の外部機関と連携した研修実施/着任前・着任早期の研修受講の促進 等

#### ①付添いの実態把握・取組の方向性の検討

実態把握を行うとともに、医療・保健・福祉などの関係者や保護者などで構成される協議体等で、見直しの方向性を検討。



#### ②見直しに向けた取組の実施・検証

各学校において付添いの見直しに対する取組を実施し、実施体制の整理や課題を踏まえた見直しを行う



#### ③成果の周知

効果的な取組について、事例を提供・全国への周知

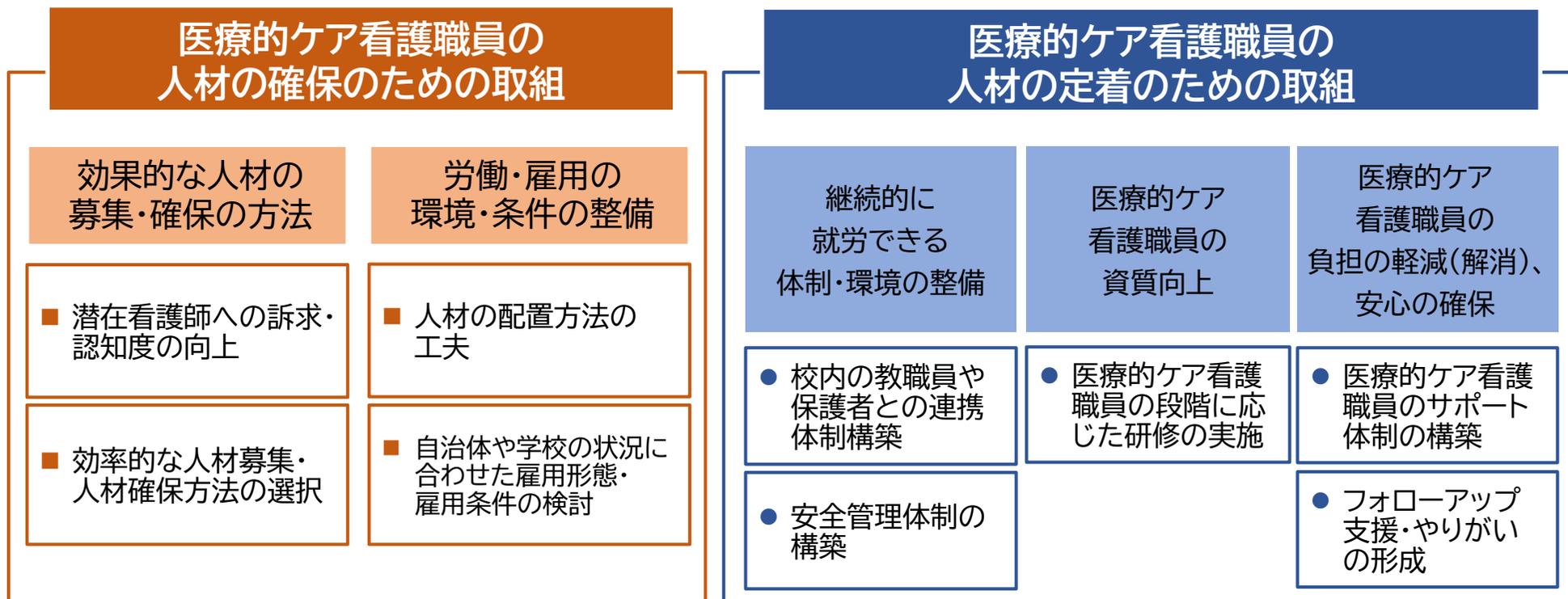


担当：初等中等教育局特別支援教育課

# 令和6年度 学校における医療的ケア実施体制の拡充事業 医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究

本事業の成果物として、全国計15自治体における医療的ケア看護職員の確保・定着に向けた取組事例について、以下の取組の特徴に沿って整理した事例集を作成。

文部科学省HP: [https://www.mext.go.jp/content/20250530-mxt\\_tokubetu01-000042872\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250530-mxt_tokubetu01-000042872_02.pdf)



## 凡例

・事例集全体に共通して、取組の特徴に応じて以下の色分けを行っています。

- 医療的ケア看護職員の「確保」のための取組: **オレンジ色**
- 医療的ケア看護職員の「定着」のための取組: **青色**

## 医療的ケア看護職員の人材の確保のための取組

### Q1.効果的な人材の募集・確保の方法は？

#### 都道府県

#### ▶▶ 県看護協会・ナースセンターによる再就業支援等の研修を通じた潜在看護師への訴求

【事例5】奈良県

- ・ 奈良県ナースセンター主催の長期離職者等を対象とした研修において教育委員会が学校における医療的ケアの講義を行うことにより、潜在看護師に対し学校での医療的ケアに関する理解を促進。

#### 政令指定都市

#### ▶▶ 地域や学校の状況に合わせた医療的ケア看護職員確保の方策

【事例8】神奈川県川崎市

- ・ 医療的ケア看護職員の直接雇用と訪問看護ステーションへの委託を併用することにより、必要数の人材を確保。泊を伴う校外学習について、看護師派遣会社からの看護師派遣による人材配置を実施。

#### ▶▶ 病院への委託により、特別支援学校へ病院に勤務する看護師を派遣

【事例14】兵庫県姫路市

- ・ 教育委員会と市内の病院が契約を結び、同病院の医療的ケアサポートセンターに在籍する看護師を特別支援学校へ派遣・常時配置。市内の小・中学校においては、訪問看護ステーションを活用し必要な時間に看護師を配置。

### Q2. 労働・雇用の環境・条件の整備の進め方は？

#### 都道府県

#### ▶▶ 求職者のニーズに応じた雇用条件の設定による人材の確保

【事例1】青森県

- ・ 医療的ケア児の状況や求職者のニーズを的確に捉えフルタイムの採用枠を設置したことで、求職者のニーズにマッチし、必要数の医療的ケア看護職員を確保。

## 医療的ケア看護職員の人材の定着のための取組

### Q1. 継続的に就労できる体制・環境を整備するための方策は？

#### 市町村

#### ▶ 医療的ケア児の修学・進学に合わせ継続して人材を配置

【事例12】岐阜県瑞浪市

- ・ 教育委員会内の関係課が連携し、幼稚園に在籍する医療的ケア児を担当している医療的ケア看護職員を小学校でも継続して人材配置できるよう調整。

### Q2. 医療的ケア看護職員の資質向上のための方策は？

#### 都道府県

#### ▶ 医療的ケア児等支援センターや病院と連携した研修の実施

【事例4】長野県

- ・ 県庁内にある医療的ケア児等支援センターと連携し、市町村の小・中学校の医療的ケア看護職員向けの研修を実施。また、県立こども病院と連携し、特別支援学校の医療的ケア看護職員向けの研修を実施。

### Q3. 医療的ケア看護職員の負担の軽減(解消)、安心の確保につなげるための方策は？

#### 政令指定都市

#### ▶ 医療的ケア看護職員のサポート体制の拡充、資質向上に向けた研修の実施

【事例9】福岡県北九州市

- ・ 特別支援学校の医療的ケア看護職員による小学校等の訪問や、指導的な立場となる看護師による小学校等への指導・助言、医療的ケアに知見のある医師(医療的ケア指導医)による指導・助言など、医療的ケア看護職員への相談支援体制を整備。
- ・ 医療的ケア看護職員の段階(初任、現任)に応じた研修や、医療的ケア指導医等による専門性向上に向けた研修・指導など、医療的ケア看護職員の資質向上に向けた取組を積極的に実施。

### コンテンツ概要

#### 【制作の背景】

- 学校に在籍する医療的ケア児が増加する中、学校現場では、医療機関等とは異なる環境で学校の特性も踏まえながら、安全・安心な医療的ケアへの対応が医療的ケア看護職員に求められている
- そこで、令和元年度に作成された「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」に基づき、医療的ケアの手技を視覚的に学ぶことができる研修動画を作成

#### 【内容】

「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」に基づき、**学校現場で行われている主要な医療的ケアの手技など8テーマ**を映像で解説  
(詳細は次ページ参照)

#### 【対象者および想定される活用場面】

- ✓ 視聴対象者
  - 学校現場で医療的ケアを実施する看護職員
  - 潜在看護師 など
- ✓ 想定される活用場面の例
  - 医療的ケア看護職員・潜在看護師を対象とした研修
  - その他、医療的ケア看護職員の資質向上が求められる場面での活用 など

### 研修動画のポイント

#### ①講義・実技・Q&Aの3部で構成

1テーマ20分～30分程度で、押さえておきたい知識、実際の手技、よくある疑問に対する解説を収録。



#### ②わかりやすい実技映像

実技パートでは、テロップ、マーキング等の画面表示やクローズアップで、手技のポイントや手元の様子をわかりやすく紹介。



#### ③最新かつ標準的なケアを収録

制作時点(令和6年度)で学校現場で実際に行われている医療的ケアの手技や、使用されている物品等について解説。

#### ④手軽に視聴可能

動画は全編YouTubeで視聴可能。スマートフォン・PCなどで、場所や時間を問わず手軽に学ぶことができる。

#### ⑤参考資料をエンディングに掲載

「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」をはじめとする参考資料を動画のエンディングに掲載。各手技の詳細な解説にアクセスが可能。

# 学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ

## コンテンツ内容と参考資料のご案内

(QRコードを読み込むと、YouTubeで動画を再生できます)

### 【効果的な学習に向けて】

- 各動画の冒頭ではマニュアルの該当ページを掲載しています。
- 動画で紹介している内容についてより理解を深めていただくため、エンディングにもマニュアル以外の参考資料も含め掲載していますので、動画で手技のイメージを掴んだ後に確認するなど、動画とマニュアル等の資料を併用していただくことを推奨しています。



### 【参考資料】

## 「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」

動画視聴の際には、お手元にご用意ください。  
下記URLまたはQRコードからダウンロード可能です。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main/006/h30/1420893\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h30/1420893_00004.htm)



### コンテンツ概要



#### 【主な内容】

- シリーズの構成と内容
- 視聴上の留意事項

<https://youtu.be/yI9ANS-yppE?si=6ZEazZt8W99Fp7Lg>



### ①喀痰吸引 (鼻腔・口腔)



#### 【主な内容】

- 安全・有効で苦痛が少ない
- 鼻腔・口腔からの吸引

<https://youtu.be/wU1Q8c005GY?si=vkpNSbkmSeIomVDo>



### ②喀痰吸引 (気管カニューレ・切開部)



#### 【主な内容】

- 気管カニューレ・切開部からの合理的な吸引

[https://youtu.be/Samh7Dk-1hY?si=Iw\\_kWwZkHdYXSR7](https://youtu.be/Samh7Dk-1hY?si=Iw_kWwZkHdYXSR7)



### ③人工呼吸器による 呼吸管理Ⅰ (酸素療法を含む)



#### 【主な内容】

- 酸素療法
- 非侵襲的陽圧換気療法

<https://youtu.be/x-r3yoQ4Ccs?si=2anya4fU6wYXIf9>



### ③人工呼吸器による 呼吸管理Ⅱ



#### 【主な内容】

- 侵襲的人工呼吸療法と、関連するヒヤリ・ハット事例

<https://youtu.be/YmccWu0R5vg?si=ut8iYETXKnKhvv-b>



### ④気管切開部の管理



#### 【主な内容】

- 気管カニューレの事故・自己抜去と再挿入の手順

<https://youtu.be/sZqpfT0a7F4?si=Bz88ruGV2yRemE7E>



### ⑤経管栄養



#### 【主な内容】

- 経鼻胃管からの注入
- 胃瘻からの注入

<https://youtu.be/IlcdUXE EKqY?si=Zz4sw48hrvc2Ac9i>



### ⑥導尿



#### 【主な内容】

- 清潔間欠導尿法の手順
- 学校でのケアの工夫

<https://youtu.be/WaiFQt3yE3s?si=OL450iSgGtww9Ltv>



### ⑦血糖測定および インスリン療法



#### 【主な内容】

- インスリンポンプの取扱
- インスリン注射の手順

<https://youtu.be/j0F-Vv6aMYM?si=JlvmazaFrSvIZYI6>



### ⑧緊急時・災害時の対応



#### 【主な内容】

- 呼吸状態悪化時の対処
- 災害時の電源の備え

<https://youtu.be/7eReVFdlhck?si=7gBOZhwqdsSikgUl>



# 学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載しています。

※「文部科学省HP」をクリックすると  
文部科学省HPの該当ページに移動します。

## 基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について  
(H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



文部科学省HP

小学校等における医療的ケア実施支援資料  
～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



文部科学省HP

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律  
(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に合った適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



文部科学省HP

## 医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル  
(看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



文部科学省HP

学校における医療的ケアの手技に関する研修  
動画シリーズ

- 医療的ケアの手技について、講義や実技を交えて紹介する動画。



文部科学省HP

学校における教職員によるたんの吸引等  
(特定の者対象)研修テキスト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

学校の看護師としてはじめて働く  
人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の  
看看連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



文部科学省HP

教育委員会等による研修会の企画  
研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。



文部科学省HP

指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる  
資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。



文部科学省HP

学校における医療的ケアに関する研修参考  
マニュアル

- 医療的ケアに関する研修を初めて企画・実施する教育委員会担当者向けの、研修の基本的なプロセスを解説した資料。



文部科学省HP

## 医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について



文部科学省HP

学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について



文部科学省HP

学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

医療的ケア看護職員等の相談・研修の在り方に関する事例

- 医療的ケアに関するICTを活用した相談・支援や医療機関等と連携した研修に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する取組事例集

- 安定的な医療的ケア看護職員の人材確保等に向け、各自治体の配置方法等に関する調査研究を実施。



文部科学省HP